

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第226号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年12月12日 19時30分ごろ
発生場所	愛媛県愛南町高茂埼南西方沖の沖ノ磯 高茂埼灯台から真方位222° 1.7海里付近 (概位 北緯32°53.1′ 東経132°27.2′)
事故等調査の経過	平成24年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第3協栄丸、127トン 129262、有限会社福田海運 B 台船 D-2257、全長約60m なし、株式会社関西港湾工業
乗組員等に関する情報	船長A、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首外板及び船底に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船首約2.2m、船尾約3.4mの喫水により、船長Aが単独の船橋当直に就き、防波堤工事用の資材を積載した喫水不詳のB船を長さ約250mのえい航索でえい航し、高茂埼南西方沖を約5.5ノットの対地速力で北西進中、平成24年12月12日19時30分ごろB船が沖ノ磯の岩礁に乗り揚げた。 船長Aは、行きあしが急に止まったことで異常に気付き、確認したところ、B船が岩礁にえい航索が絡み付いた状態で乗り揚げており、その後、えい航索を切断してB船を離礁させた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約194cm 日没時刻：17時04分
その他の事項	船長Aは、本事故発生前に海図などを使って水路調査を行っておらず、沖ノ磯の存在を知らなかった。 沖ノ磯には、灯火は設置されていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	あり なし なし

判明した事項の解析	A船は、B船をえい航して高茂埼南西方沖を北西進中、船長Aが沖ノ磯を知らなかったことから、沖ノ磯に向けて航行しており、B船が沖ノ磯に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が、B船をえい航して高茂埼南西方沖を北西進中、船長Aが沖ノ磯を知らなかったため、沖ノ磯に向けて航行しており、B船が沖ノ磯に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行海域の水路調査を行うこと。